

令和7年度 第3回木更津市子ども・子育て会議

議事録

日時：令和8年2月16日（月）午前10時00分～午前11時25分

場所：木更津市役所朝日庁舎 会議室1-4

次第

令和7年度 第3回 木更津市子ども・子育て会議

1 開会

2 議題

- (1) 「木更津市こども計画」の策定について
- (2) 「木更津市こども計画」の策定に係る各種意見聴取結果の報告について
- (3) こども誰でも通園制度について
- (4) 第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の変更について
- (5) 認可事業所の公募について

3 その他

4 閉会

【議事内容】

令和7年度 第3回 木更津市子ども・子育て会議

1. 開会

事務局

- ただいまから、令和7年度第3回木更津市子ども・子育て会議を開会いたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、附属機関設置条例第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。柴田会長よろしくお願ひいたします。

柴田会長

- 会長が議長ということになりますので、円滑な議事進行にご協力の程、よろしくお願ひします。

本日の審議会の出席委員は12名でございます。過半数に達しておりますので、会議は成立しました。なお、欠席委員は5名でございます。

本審議会は『木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年6月26日条例第21号）』における『審議会等』にあたることから、同条例第3条の規定により、原則公開となりますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

異議なしとのことですので、公開とします。

また、会議録については、同条例第9条の規定により、個人情報等の不開示情報に留意して、公表することといたします。

なお、会議録の調製方法については、要点記録とし、発言に係る委員名は記載する取り扱いといたします。

本日の会議を傍聴される方がおりますので、傍聴を認めます。

2. 議題

議題（1）「木更津市こども計画」の策定について

議題（2）「木更津市こども計画」の策定に係る各種意見聴取結果の報告について

柴田会長

- 議題（１）、（２）について、事務局から説明願います。

事務局

- 【資料１－１：「木更津市こども計画」の策定について】
- 【木更津市こども計画（案）】
- 【木更津市こども計画 概要版（案）】
- 【木更津市こども計画 わかりやすいまとめ版（案）】
- 【資料２：「木更津市こども計画」の策定に係る各種意見聴取結果の報告について】
- 【木更津市こども計画策定に関するアンケート調査報告書】

議題（１）「木更津市こども計画」の策定について説明します。

お手元にあります、資料１－１「木更津市こども計画の策定について」をご覧ください。令和８年３月に策定を予定している木更津市こども計画について、第２回子ども・子育て会議で素案をご審議いただいて以降の進捗及び追加内容について報告いたします。

資料１ページ、「１．第２回子ども・子育て会議以降の変更点について」説明いたします。令和７年１０月２８日開催の第２回子ども・子育て会議以降において木更津市こども計画の変更等を行った主な内容について、抜粋して報告いたします。

計画の４ページ、「こども計画の対象年齢について」青年期を概ね１８歳～２９歳に修正しました。また、注釈により施策によってはポスト青年期（概ね３０歳～３９歳）を含むという文言を追加しました。

続いて、計画の５４～５８ページ、「５章 施策の展開」の「１．こども・若者の意見反映について」の項を追加しました。こども・若者及び、子育て当事者からの意見・要望について基本目標に沿って、それぞれの施策へ反映を行ったことを説明する内容となります。また、５９ページに各施策の見方について、説明するページを追加しました。６６、８４、１０３ページにおいて、施策の内容の追加や、修正をいたしました。

続いて、計画の１０５ページ、「資料編 設置条例」について木更津市こども計画の策定に伴い令和８年度から附属機関設置条例の一部を改正し、本会議の担任する事務として、こども基本法に基づくこども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと等の追加を予定しています。

資料の２ページ目をお開きください。「２．意見公募（パブリック・コメント）の結

果報告について」報告いたします。木更津市こども計画の策定における意見公募手続きを令和7年12月19日から令和8年1月17日まで行いました。結果は意見件数、意見者ともに0件となりました。

続いて、「3. 木更津市こども計画（概要版・わかりやすいまとめ版）」について説明いたします。前回会議時に未作成でした、木更津市こども計画の概要版・わかりやすいまとめ版について、本体のこども計画とあわせて策定・公表予定です。

内容については、ともに、木更津市こども計画の概要をまとめたものです。わかりやすいまとめ版は、中学生程度の読み手を想定して、容易な言葉と絵を使用して読みやすく編集したものととなります。詳細については「木更津市こども計画」概要版（案）「木更津市こども計画」わかりやすいまとめ版（案）をご参照ください。

最後に、「4. 今後のスケジュールについて」説明いたします。今後の予定といたしまして、今回の第3回子ども・子育て会議で計画の策定についてご審議をいただいた後、次の議題の、計画の策定に係るアンケート調査報告書等とともに令和8年3月に木更津市こども計画の公表をいたします。

以上が議題1「木更津市こども計画」の策定についての説明となります。

議題（2）「木更津市こども計画」の策定に係る各種意見聴取結果につきまして、引き続き説明します。

（1）調査の目的ですが、前回会議での説明の繰り返しとなりますが、自治体こども計画の策定にあたっては、子ども基本法において「こども施策を策定・実施・評価する際に、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講じること」が義務付けられています。木更津市としても、子ども・若者を取り巻く実態やニーズを把握し、いただいたご意見を計画に反映するためにアンケート調査等の複数の方法により、意見聴取を行いました。

（2）アンケート調査内容をご確認ください。今回、こども計画の策定にあたり小学5年生・中学2年生、小学5年生・中学2年生の保護者15～39歳の若者世代の方、ひとり親家庭の保護者の方を対象にアンケート調査を実施いたしました。回収率は小5・中2調査で78.8%、小5・中2の保護者調査で28.2%ひとり親家庭調査で13.2%、こども・若者調査で22.1%となっています。

2ページ目をお開きください。続きまして、（3）アンケート以外の調査内容について説明いたします。アンケート調査以外の意見聴取として学習支援教室に通う中学生等を対象とした対面調査、高校生・大学生を対象とした任意参加型のワークショップ、

市が運営する市民参加型合意形成プラットフォーム「きさらづみなトーク」、全市民を対象としたパブリック・コメントにて意見聴取を実施いたしました。

続きまして3ページ、2. 調査結果の概要についてをご覧ください。ここからは各アンケート調査結果について説明いたします。時間の関係上、この場で全ての設問をご紹介することは難しいため、今回は各アンケート調査の基本方針に関連する設問から一部を抜粋して説明いたします。

まず、(1) 小学5年生・中学2年生本人に回答いただいた調査結果について説明いたします。小学5年生・中学2年生を対象とした調査では子どもの生活の実態や意識を幅広く把握することを目的に調査を行いました。

3ページ下部は、子ども自身が感じている健康状態についての調査結果となります。小5・中2ともに、健康状態が「よい」と「まあよい」を合算すると70～79%ほど「あまりよくない」と「よくない」を合算すると4～8%ほどとなり年代による差はほとんどありませんでした。続いて4ページ上部をご覧ください。「ヤングケアラー」という言葉の認知度についての調査結果となります。「聞いたことがなかった」という回答は、小5で75.9%と8割近くまで上っていますが、中2では61.7%と6割近くまで下がっています。一方で、「聞いたことがあり、どのようなことかも知っていた」の割合は小5ではわずか5.2%、中2でも19.3%となっているため言葉のみならず、実態についての理解も含めた認知拡大が課題となっています。

続きまして4ページ下部から5ページにかけては、地域で過ごしている場所や過ごしたいと思う場所についての調査結果となります。小5、中2ともに『ふだん過ごしている場所』では「自分の家」『過ごしたいと思う場所』では「友だちの家」の回答が最も多い結果となり、年代による差はありませんでした。『過ごしたいと思う場所』では、家以外では「公園や広場など、自然の中で遊べる場所」が3割を超える結果となっています。次に6ページ上部、困りごとや悩みを相談できる相手についての調査ですが小5・中2ともに、上位3つは「家族」、「学校の友だち」、「クラス担当の先生」となっています。

続いて同ページ下部、「子どもの権利条約の4つの原則」の認知度について「聞いたことがない」という回答は、小5では60.1%に上っていますが中2では32.1%まで下がっており年代によって認知度の差が見られるため、子ども・若者の権利について小学生でも理解しやすい方法で周知活動を行うことが課題となっています。以上が(1) 小学5年生・中学2年生の結果となります。

7ページをお開きください。次に、(2) 小学5年生・中学2年生の保護者に回答い

ただいた調査結果について説明いたします。7ページ上部は、現在の暮らし向きについての調査結果です。「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合計した数値は11.3%にとどまる一方で「やや苦しい」と「大変苦しい」を合計した数値は40.0%となっており多くの世帯で家計に厳しさを感じていることが分かります。

7ページ下部では子育てに関する困りごとや悩みを相談できる相手の調査結果から上位3つを抜き出し掲載しています。「家族」が最も多く、「職場の人や友人・知人」、「学校の先生」の順に続いています。

続きまして、8ページに移ります。ページ上部、子育てなどに関する公的な支援制度の情報の入手方法についての調査結果となります。「木更津市ホームページ」の回答が5割を超えており「広報きさらづ」「友人・知人から聴く」と続いています。一方で、「市の公式 SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook など)」の割合は22.6%となっています。近年の傾向としては、スマートフォンを使用している情報取得が主流となっているため、より積極的に SNS 等を活用した情報発信を推進することが課題となっています。

8ページ下部は「子どもの権利条約の4つの原則」の認知度についての調査結果となります。「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合は13.6%にとどまり「聞いたことはあるが、内容まではわからない」、「聞いたことがない」の割合がともに4割を超えているため、保護者に対しても子どもの権利の大切さについての理解を拡げることが課題となっています。以上が小学5年生・中学2年生の保護者調査の結果となります。

次に、9ページをお開きください。(3) お子さんがいるひとり親世帯の保護者に回答いただいた調査結果について説明いたします。9ページ上部は、現在の暮らし向きについての調査結果となります。「大変苦しい」と「苦しい」を合計した数値は91.3%「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合計した数値は0%となっており、暮らし向きが厳しい現状であることが分かります。経済的な困窮は、子どもの心身の健康や進路、自己肯定感などにも影響する可能性があることから、幅広い経済的支援が求められています。

9ページ下部から10ページでは様々な悩みや不安について、調査から回答の多い上位3つをまとめています。まず、生活の中での悩みについては「自分の健康」が52.2%と半数を超え最も多く、次いで「食生活・栄養」、「家事の負担」と続いています。次に、お金に関する悩みでは「子どもを遊びに連れて行けない」が6割近くで最も多く「水道・光熱費代の負担」、「洋服や趣味などにお金を使えない」となってい

ます。将来の不安や悩みについては「生活費について」が8割を超えており、「子どもの将来」「自分の老後のこと」と続いています。生活や将来についての悩みや不安の背景には経済的な理由が多くあるほか、貧困に伴う保護者自身の心身の健康や老後のことも大きな課題となっていることが分かります。

続いて10ページ下段は、子育ての不安や悩みについての調査結果となります。「子どものしつけ・教育」が4割半ばで最も多く「子どもにきつくあたってしまうことがある」「子どもと遊ぶ（過ごす）時間が十分にとれない」と続いています。「子どもにきつくあたってしまうことがある」の割合は39.1%となっており、虐待等につながることを防ぐため保護者の子育て負担の背景にある経済的・心理的状況を把握した適切な支援が必要と考えられます。以上がひとり親世帯の保護者調査の結果となります。

続きまして11ページをご覧ください。最後に15歳から39歳の若者世代に向けた調査結果について説明いたします。11ページ上部では、地域との関わりについての調査結果となります。多くの方が地域活動に参加するために必要なことについて「活動に気軽に参加できるようにすること」、「活動内容を魅力的なものにすること」「活動内容を市内外に積極的にPRすること」の順となっており、地域活動の参加促進には、周知や活動内容の工夫が必要であることが伺えます。

続いて11ページ下部は、結婚観についての調査結果となります。将来結婚したいかについて、「結婚するつもりはない」、「無回答」以外の結婚済み及び結婚に前向きな回答を示した方の合計は87.8%となっており、結婚というライフステージの変化に対して前向きな考えを抱いている方が多いことがわかります。

続いて12ページ上部は、将来「結婚するつもりはない」と回答した方に対して、その理由をたずねた結果です。「ひとりのほうが気楽だから」、「結婚しなくても別に困らない、必要性を感じないから」、「結婚生活そのものが面倒または大変そうだから」の順に高くなっています。結婚する、しないの選択は個人の価値観次第であることは大前提ですが、「相手がいないから」、「経済的に余裕がないから」といった回答も3割ほどあるため、適切な支援や機会があれば結婚に対して、より前向きな考えへと変化する可能性が考えられます。

最後に、12ページ下部は、これからも木更津市に住み続けたいかについての調査結果となります。「住み続けたいと思う」、「どちらかというに住み続けたいと思う」といった肯定的な意見の合計は8割近くある一方、否定的な意見及び「わからない」という意見が、ともに1割程度あるため、若者世代が地域に愛着を持ち、住み続けたいと思えるような取組が求められています。

以上、議題（２）「木更津市こども計画」の策定に係る各種意見聴取結果についての説明となります。

柴田会長

- ありがとうございます。ご意見・ご質問ございますか。

加藤委員

- 第2回会議でも質問を行ったが、市内では、外国籍のこどもたちも学校に在籍しているなか、そういった海外にルーツを持つこどもについて、こども計画における関わり方はどうなっているか。

事務局

- こども計画においてのこどもの定義では、外国の方も日本人も区別しておらず、分け隔てなく、同じこどもとして取り扱っている。

加藤委員

- 近年のテーマとして、AI の活用や、外国の方との共生社会という点がよく挙げられる。こども施策に取り組むなか、教育現場や地域社会で、共生を進めようとしたときに諸問題が出てくる可能性があるが、どのような対応を行っていくのか。

事務局

- こども施策については、常に見直しを行っていく。本問題に限らず、対応すべき課題が生じた場合には、関係課、担当課に確認を取り、関係者の皆様と協議をし、解決できるように進めていく。

白石委員

- 資料2の1ページ目、ひとり親家庭のアンケート調査は871件、回答率が13.2%とあった。アンケート結果には、ひとり親家庭における生活の厳しさが映し出されていると思う。この871件は、市のひとり親家庭においてどの程度の割合か。

事務局

- ひとり親家庭の保護者へ向けたアンケートの送付にあたっては、対象を児童扶養手当を受給されている方全員とした。所得の関係で手当を受給していないひとり親家庭もあるので、割合としては明確ではないが、市内のおおよそのひとり親家庭に対して調査を行えていると考える。

春口委員

- 先ほどの委員二人の質問に関連して、市内のひとり親家庭や、保護者でも外国籍の方がいると思うが、アンケート調査を行う際に外国籍の方への対応として、何か

されたことはあるか。

事務局

- アンケート調査において、言語等を分けたものは作成していない。ただ、学校を経由して対応していただいた調査では、教師の方の協力を得ながら、回答を頂いているケースもあると聞いている。

春口委員

- ひとり親家庭のアンケート回答率が低いが、本結果をもとにして、施策の評価基準とするのに問題はないか。

事務局

- ひとり親家庭においては、就労や家事・育児などで日々の時間的余裕が少ないことから、ある程度回答率が低くなるのは想定済みであった。そのうえで、115件の回答をいただき、ひとり親家庭の現状の把握が進んだと考え、施策に取り組んでいくこととしたい。

春口委員

- 事務局からの回答にもあったが、ひとり親家庭においては時間含め余裕がないことから、アンケートの回答率の低さにつながってしまう。ほかにも質問の量が多すぎたり、配布方法も、紙で差し出すだけでなく、ファミサポを利用している方であれば直接手渡したり出来れば回答率は上がったと考えられる。

白石委員

- 先ほどの春口委員の質問に関連して、アンケートを母国語で答えられないのは辛いのではないかと。話者が多くいそうな言語だけでも作成することは可能か。

事務局

- 意見聴取の調査方法については、いただいた意見をもとに今後の調査の際に検討していきたい。

伊東委員

- アンケートの言語に関連して、私の小学校ではアンケートの回答の際、外国籍の子には担任が横につき、翻訳アプリを使用して回答したケースもある。一方で保護者については、学校側としてフォローができないため、回答が難しかったケースもあったのではないかと考える。

また、今回のアンケートについて、回答に協力した側のひとりとしての感想になるが、当時は現場の答えることもたちや、答えさせる側にも、アンケートの意図が伝わり切れてなかったように感じる。

事務局

- 学校経由のアンケートにおいては、事前に教育委員会と協議を行い、校長会で説明をするなどの準備をしたが、現場には突然の依頼となってしまったという指摘は反省し受け止める。今後意見聴取を実施する際、現場の声を聞きながら柔軟に対応していく。

柴田会長

- 伊東委員の質問に関連して、今回のアンケート結果については学校に共有するか。

事務局

- 今回のアンケート結果については、ホームページを用いて市民全体に公表する予定である。

柴田会長

- ホームページによる公表とは別に、アンケートへ協力を依頼したところへは、結果報告について、今後の協力を得ていくためにも積極的に共有しておくのが親切だと思う。

堀口委員

- アンケート結果報告書の47ページ、こどもへの困っているときの相談できると思う人はだれかの質問についてですが、若い保護者世代も含め、最近は相談相手にAIを活用している人が多いと聞く。相談先が人では無くなっていく傾向が今後は進むのではないかと、そこも含めて考えていくべきだと思う。

鈴木委員

- 今の意見に関連して、自分の周りでも、特に一人暮らしをしているケースで会話や相談でAIを使用している人を何人か知っている。自分も使ってみたが、AIは相談に対し、基本的に肯定意見のみ発するため、使う側にも理解しておく必要がある。親としてはAIではなく人間に頼ってほしいという思いがある。

柴田会長

- ありがとうございます。他に質問がなければ、提示された議題3に移らせていただきます。

○

議題（3）こども誰でも通園制度について

柴田会長

- 議題（3）について、事務局から説明願います。

事務局

- 【資料3：子ども・子育て会議への意見聴取について】
- 【資料3-1：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）への適合の確認結果】
- 【資料3-2：乳児等通園支援給付に係る事業所一覧】

この制度は、すべての子どもが良質な成育環境を得られるようにすること、また、保護者の就労の有無にかかわらず支援を受けられるようにすることを目的とした新しい給付制度です。

特に0～2歳の約6割が未就園であり、家庭の孤立・育児不安が問題となっている現状を踏まえ、未就園児を支える新しい仕組みとして導入されます。家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

「一時預かり事業」と混同されがちですが、「一時預かり事業」が、「保護者の立場からの保育の必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。また、保護者にとっても「預ける理由」がなくても利用ができるため、専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとでき、孤立感や不安感の解消につながるのと同時に、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

こども誰でも通園制度は通称であり正式名：乳児等通園支援事業といたします。当該事業を市町村以外の者が実施しようとするときは、市町村の認可を受ける必要があります。また、認可を受けた事業者は、各事業所の利用定員を定めた上で、市町村から給付を受けるための確認を受けなければなりません。

令和8年度から事業を実施するために事業者を募集し、令和7年12月24日から令和8年1月20日まで認可に係る事前協議の受付を行いました。事前協議受付期限までに、一覧表にお示しのとおり、5事業所から認可に係る事前協議申請があり、審査した結果、すべての事業所が乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に適合していると見込まれるため、認可申請を行った5事業所すべてについて、認可する予定です。

基準省令への適合の審査結果につきましては、「資料3-1 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準への適合の確認結果」をご覧ください。

今回の認可事業所の利用定員数は、一覧表にお示しの1時間当たりの受入れ児童数です。

1時間当たりの受入れ児童数に1日あたり開所時間と1か月あたり開所日数を乗じて算出する、計画上の利用定員数は17人となり、木更津市内の整備すべき提供量には足りていない状況です。

こども家庭庁からの通知に「十分な提供体制の確保が見込めない場合は、公立の施設又は事業所における乳児等通園支援事業の実施を積極的に検討すること」と示されていることをうけ、公立保育所での実施を検討した結果、わかば保育園で実施することとしました。

市が公設の施設において実施する場合、認可は不要ですが、市が実施する施設においても給付の対象となるため、利用定員を定めて給付の確認を行います。確認の対象施設は、「資料3-2 こども誰でも通園制度について（乳児等通園支援給付に係る事業所一覧）」をご覧ください。これらの事業所に対する「認可」と「確認」を市が行おうとするときは、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、子ども・子育て会議への意見聴取を行う必要があるため、本日、委員の皆様のご意見をお伺いします。こども誰でも通園制度についての説明は以上です。

柴田会長

- ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか。
無いようであれば、提示された議題（4）に移らせていただきます。

議題（4）第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の変更

議題（5）認可事業所の公募について

柴田会長

- 議題（4）、（5）について、事務局から説明願います。

事務局

- 【資料4-1：こども誰でも通園制度に関するアンケート調査結果】
- 【資料4-2：子ども・子育て支援事業計画（こども誰でも通園制度・変更案）】
- 【資料4-3：子ども・子育て支援事業計画（確保量・変更案）】
- 【資料5：子ども・子育て支援事業計画（変更案）】

令和7年9月29日付け内閣府告示第124号により、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の本格実施に伴い市町村子ども・子育て支援事業計画に新たに記載必須とされた項目があります。

資料3の7ページ記載の(A)(B)(C)のうち、令和7年3月に策定した、本市の「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」には、(A)乳児等通園支援の「量の見込み」及び(B)「提供体制の確保」の内容は記載済みでありましたが、(C)乳児等のための支援給付に係る「教育・保育等の一体的提供体制」の整備については新たに記載必須とされた項目であるため、計画の変更が必要となりました。

計画変更にあたり、「こども誰でも通園制度に関するアンケート調査」を実施し、改めて乳児等通園支援の量の見込みについて把握に努めることとしました。

アンケートの集計結果は、資料4-1こども誰でも通園制度に関するアンケート結果のとおりです。「資料4-2 子ども・子育て支援事業計画（こども誰でも通園制度・変更案）」をご覧ください。こちらが、アンケート結果から得た0歳・1歳・2歳の各年齢ごとの利用希望率から「量の見込み」を算出し、確保方策及び乳児等のための支援給付に係る「教育・保育等の一体的提供体制」の整備内容を記載した計画変更案です。

資料3の7ページにお戻りください。第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の変更は、こども誰でも通園制度についてだけではございません。今回、乳児等通園支援の提供体制の確保のため、公立保育所での事業実施を検討する中で、改めて施設の現況を把握することを目的として施設内の計測を行いました。

計測結果から、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の現況の有効面積をもとに、定員の見直しが必要になりました。このため、わかば保育園及び桜井保育園の定員を変更します。

資料3の8ページをご覧ください。こちらは、公立保育所2園の定員変更案です。わかば保育園は、定員120人のところ、24人減って96人定員に、桜井保育園は、定員120人のところ、19人減って101人定員とし、合わせて43人減となる定員変更を行います。

「資料4-3_子ども・子育て支援事業計画（確保量・変更案）」をご覧ください。

第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の「保育園・認定こども園における保育の実施」の項の「量の見込み及び確保量」のうち、『確保量』については、市内保育施設の定員の数値となっています。このため、公立保育所2園の定員変更に伴い、『確保量』について計画の内容を変更します。この資料の変更案については、公立保

育所の定員が減少する分の数値のみ、変更する案となっております。市町村子ども・子育て支援事業計画については、計画策定や変更の際にも子ども・子育て会議の意見を聞く必要があるため、本日、委員の皆様の意見をお伺いします。

事業計画の変更に関連して、次の「議題（５）認可事業所の公募について」を続けて説明します。

資料３の９ページから、説明します。「資料４－３_子ども・子育て支援事業計画（確保量・変更案）」をご覧ください。計画の中で、資料２ページ目に「保育の量の見込み及び確保量」をお示ししています。１歳児・２歳児の３号認定の確保量は、足りない見通しとなっており、３ページの【提供体制・確保方策の考え方】では、「適正な定員確保に努めていきます」と記述しています。今回、具体的な確保方策として、１歳から２歳児の定員拡充を図るため、公募を行うことにより小規模保育所の整備を進めます。

資料３の１０ページをご覧ください。募集概要の案です。

施設種別は、小規模保育事業Ａ型。募集区域は、市街化区域全域とします。

募集施設数は、令和７年度３月時点待機児童数及び令和８年４月待機児童数見込みにより、公募までに決定します。

開設時期は、令和８年度から令和９年４月１日までとして、整備状況に応じて早期の開所を妨げない予定です。受入年齢は、０歳児から２歳児までとしますが、１施設当たりの定員のうち１歳児・２歳児合わせて１５人以上受け入れることを条件にします。

具体的な確保方策として、公募による新規保育施設の整備を進めることについて記載するため、第３期木更津市子ども・子育て支援事業計画の【提供体制・確保方策の考え方】を変更します。変更内容は、「資料５ 子ども・子育て支援事業計画（変更案）」のとおりです。

以上、子ども・子育て支援事業計画の変更について子ども・子育て会議の委員の皆様の意見をお伺いします。

柴田会長

○ ありがとうございました。ご意見・ご質問ございますか。

堀口委員

○ 小規模事業を公募にするとのことだが、何事業所を予定しているか。

事務局

- 2から3施設程度を予定している。

豊田委員

- 資料4-3の2ページ、量の見込み及び確保量について不足数の令和9年に開設を予定したとして、その後の出生率、転入率は加味しているのか。

事務局

- この2、3年の出生率は下がっているが、保育需要は上がっている。

加藤委員

- 新制度への移行を検討している私立幼稚園もいると思う。私立幼稚園にも調査依頼してほしい。

春口委員

- 施設が多くなるのはいいが、既存施設の保育士不足が懸念される。市としても、規制や監視をしなくてはいけない対象が多くなってしまわないか。現状を踏まえ、もう一度何が最善かを考えた方が良くと思う。

事務局

- 確かに出生率は下がっているが、保育需要は高まっている。配置基準の見直しも行われている。保育士の確保については、木更津市は学生への就学支援を行っている。今後、潜在保育士の確保にも積極的に関わっていきたい。

白石委員

- 保育現場にいるが小規模園ができることにより、「子どもの育ち」に影響がでること、保育士不足が加速することが懸念される。こどもたちが0歳～5歳までいられるところが増えればいい。また、潜在保育士の発掘は難しいと考える。子育てしている方が保育士を目指す事例が見受けられる。その方に対しての支援を検討してほしい。

柴田会長

- 短大でも子どもを預けながら学んでいるお母さんがいる。市全体で保育士を希望する方が増える基盤を作ってほしい。

堀口委員

- 連携施設だけでなく、保育園の場合はほとんど持ち上がりとなっているため、3歳児からでは入れない施設もある。市が先導をして幼稚園等と連携を深めていって欲しい。

柴田会長

○ ありがとうございます。その他ご質問ご意見ございますか。

(特になし)

では、以上で令和7年度第3回木更津市子ども・子育て会議を終了いたします。

(閉会)